ご契約いただく海外旅行傷害保険の概要

●被保険者とは保険の対象になる方をいいます。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき。	死亡・後遺障害保険金額の全額を指定された方（死亡保険金受取人）にお支払いします。指定のない場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。	たとえば、 ①次のような原因により生じたケガ ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ・自動車などの酒酔運転、無資格運転 ②むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの
傷害 死亡特別	既に死亡保険金をお支払いした場合で、その原因が被保険者への加害を目的とした第三者の作為によるものであったとき。 注 ただし、被保険者が航空機に搭乗中、旅客定員200名以上の旅客船に乗船中、航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場内にいる間等のケガで死亡された場合は「死亡特別保険金の支払に関する特約」により死亡特別保険金はお支払いできません。	既にお支払いした死亡保険金に死亡特別保険金割合を乗じた額をお支払いします。（死亡特別保険金割合100%の場合はお支払いした死亡保険金と同額をお支払いします。）	
傷害 後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたときに、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 注 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間（保険のご契約期間）中の支払いの限度とします。		
疾病死亡	次のいずれかに該当した場合は、疾病死亡保険金額の全額を指定された方（死亡保険金受取人）にお支払いします。指定のない場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。 ①海外旅行中に病気により死亡されたとき。 ②「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。）」により、海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。（ただし、海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始されたときを除きます。）		たとえば、 ①次のような原因により発病した病気 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ②むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの ③妊娠、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病気 ④歯科疾病
傷害治療費用	海外旅行中の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けられたとき。（義手、義足の修理を含みます。）	1回のケガ・病気につき、現実に支出し、当会社が妥当と認めた次の金額を傷害・疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。（ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。） ①診療費・入院費関係（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の指示によりホテルで静養したり治療を受けた場合のホテル客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。）、入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために現実に支出した金額。 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用。 ③入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費などの諸費用のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合算で20万円を限度とします。 ④入院ののち、旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その額を差し引きます。） 注 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。	上記傷害死亡・後遺障害の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ。
疾病治療費用	①「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気（その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。）」により、海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始されたとき。 ②海外旅行中に感染した伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱をいいます。また感染症追加担保特約により、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱が追加されます。）により海外旅行終了後その日を含めて30日以内に医師の治療を開始されたとき。		上記疾病死亡の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ。 注 旅行出発前の既往症または持病による疾病治療費用のお支払いはできません。
救援者費用 ［救援者費用 一部変更特約付帯］	①・海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき。 ・海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産を原因として死亡されたとき。 ・海外旅行中に発病した病気（海外旅行中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。）が原因で海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡されたとき。 ②海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。)が原因で継続して3日以上入院されたとき。 ③海外旅行中の事故により搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、被保険者の生死が確認できないときまたは捜索・救助活動が必要なとき。	保険契約者、被保険者およびその親族が支出した次の費用をお支払いします。ただし、救援者費用保険金額をもって保険期間（保険のご契約期間）中のお支払いの限度とします。（保険金額300万円超の場合「保険金をお支払いする場合」の④は300万円上限） <入院の場合で継続入院日数3～6日のとき> ①捜索救助費用 ②現地までの航空運賃等の往復運賃（救援者1名分） ③現地および現地までの行程におけるホテル客室料（救援者1名かつ14日分まで） ④諸雑費（救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等合計で5万円まで） <上記以外のとき> ①捜索救助費用 ②現地までの航空運賃等の往復運賃（救援者3名まで） ③現地および現地までの行程におけるホテル客室料（救援者3名かつ1名につき14日分まで） ④現地からの移送費用 ⑤遺体の処理費用（100万円まで） ⑥諸雑費（救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等合計で20万円まで）	たとえば、 ①次のような原因により生じた事故 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・被保険者のけんかまたは犯罪行為 ・自殺行為（死亡されたときを除きます。） ・戦争、革命などの事変 ②原因のいかんを問わず、むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの
救援者費用等 追加担保特約付帯	④海外旅行中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき。		
治療・救援費用	傷害治療費用、疾病治療費用または救援者費用のいずれかが支払われる場合には、これらの保険金の支払に代えて、支払われるべき金額の合計額を治療・救援費用保険金としてお支払いします。お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故につき治療・救援費用保険金額を限度とします。		
賠償責任	海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき。 （ホテル等の宿泊施設の客室に与えた損害または契約者もしくは被保険者が賃貸業者より借り入れた旅行用品・生活用品に与えた損害について、その財物について正当な権利を有する者に対する賠償責任を含みます。）	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	たとえば、 ①次のような原因により生じた賠償損害 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、革命などの事変 ・被保険者の職業上の行為 ・受託物に対する損害賠償 ・自動車、船、飛行機、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用、管理に起因する事故 ②親族に対する損害賠償
携行品	海外旅行中に携行品（カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券、運転免許証など）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けたとき。 注 携行品は、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいますが、現金・小切手・クレジットカード・コンタクトレンズ・定期券・現金自動支払機用カード・各種書類等は含みません。また、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツ等を行っている間の当該スポーツ等の用具、ウインドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィン等のスポーツの用具や、被保険者が携行していないもの（被保険者の居住施設内にあるものや別送中のもの等）も対象となりません。	携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗（減価）分を控除して算出した金額）または修繕費をお支払いします。ただし、携行品保険金額をもって保険期間（保険のご契約期間）中のお支払いの限度とします。 注1 旅券については、旅券の再取得または渡航書の取得に要した交通費、手数料、電信料、ホテル客室料を損害額とします。（5万円まで） 注2 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。	たとえば、次のような原因により生じた携行品の損害 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・戦争、革命などの事変 ・携行品の瑕疵（かし）または自然の消耗 ・携行品の置き忘れまたは紛失 なお、借りたり、預かったりした携行品の損害に対しても、保険金をお支払いできません。ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から賠償請求された場合は上記賠償責任で保険金をお支払いすることができます。
航空機寄託手荷物遅延	航空機搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間を経ってもその目的地に運搬されなかったときに、航空機到着後96時間以内に負担した必要不可欠な衣類購入費、生活必需品購入費をお支払いします。1回の寄託手荷物遅延につき、10万円を支払いの限度とします。 注1 衣類購入費、生活必需品購入費は、寄託手荷物の中に、必要不可欠な衣類、生活必需品が含まれていた場合に限り対象となります。寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に負担した費用を除きます。 注2 保険金は原則として日本国内で円貨でお支払いしますので、航空会社の事故証明書類・購入費用を証明する領収書をお持ち帰りください。		たとえば、 ① 次のような原因により生じた費用 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ②交通渋滞等のため、航空機に乗り遅れたような場合は、お支払いの対象外です。 ③到着地でのホテル等客室料・食事代等はお支払いの対象外です。
航空機遅延費用	〈出発遅延費用等〉 搭乗予定の航空機について ・6時間以上の出発遅延 ・欠航・運休 ・航空運送事業者の搭乗予約受付業務の瑕疵（かし） のいずれかによる搭乗不能が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。	〈出発遅延費用等〉 出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食事代、ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費をお支払いします。1回の搭乗不能につき、2万円を支払いの限度とします。	
	〈乗継遅延費用〉 航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき。	〈乗継遅延費用〉 乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等客室料、食事代、ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費をお支払いします。1回の到着機の遅延につき、2万円を支払いの限度とします。	
旅行変更費用 ［出国中止費用 不担保特約付帯］ ご希望により追加してセットできるオプション[特約]	出国してから次のいずれかに該当したことにより、旅行を途中で取りやめ帰国したとき。 ①被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の親族が死亡されたときまたは危篤となったとき。 ②被保険者がケガや病気で入院されたとき。または、被保険者の配偶者もしくは被保険者の2親等以内の親族がケガや病気で14日以上継続して入院されたとき。（14日経過以前に死亡された場合を含みます。） ③搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明または遭難したとき、または捜索・救助活動が必要なとき。 ④被保険者の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、なだれ等により100万円以上の損害を受けたとき。 ⑤被保険者が証人または鑑定人として裁判所へ出頭されたとき。 ⑥渡航先またはこれから訪れる予定の渡航先において、出国後次のいずれかの事由が発生したとき。 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、革命などの事変や暴動 ・運輸機関もしくは宿泊機関等の事故または火災 ⑦日本または外国の官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離。 注 この特約の責任期間は、出国日当日に保険のご契約をされた場合でも、保険契約日の翌日午前0時に開始します。	旅行が主催旅行または企画手配旅行の場合は下記1．または3．のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記2．または3．のいずれか高い額を、旅行変更費用保険金額を限度にお支払いします。 1．次の算式により算出した額 旅行変更費用保険金額 × 中途帰国した日以後の日数 / 旅行日程の日数 注 上述の保険金額が旅行代金をこえる場合は、旅行代金を保険金額とみなします。また旅行代金について払い戻しが受けられるときは、旅行代金より払い戻しの額を差し引いた額を旅行代金とします。 2．次の費用 ①中途帰国したことにより取消料・違約料・旅行業務取扱料などの名目において旅行業者等に支払った費用。 ②渡航手続費（査証料・予防接種料など）として支払った費用。 注 上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額および中途帰国した後に使用できるものに対する費用を除きます。 3．・被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券もしくは乗船券等（その利用日が出国の後3ヵ月以内の場合に限ります。）の購入の予約がされているか既に購入されている場合、または ・旅行が主催旅行または企画手配旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券もしくは乗船券等の費用が含まれている場合に、次の費用 ①航空運賃等交通費、ただし、旅行を中途でとりやめたことにより運賃の払戻しを受けられるときは、その額を差し引いた額をお支払いします。 ②ホテル等客室料（14日分限度）および通信費、渡航手続費等諸雑費（合計20万円まで）	たとえば、 ①次のような原因により左記「保険金をお支払いする場合」の①～④までのいずれかに該当したことにより負担した費用 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 ・被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為 ・自動車などの酒酔運転、無資格運転 ・日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、革命などの事変 ・放射能汚染 ②むちうち症または腰痛で他覚症状のないものによって左記「保険金をお支払いする場合」の②が生じたことにより負担した費用 ③保険料領収前または契約日前に、左記「保険金をお支払いする場合」の①～⑦の原因が生じていた場合（配偶者や親族の既往症や持病によるものである場合等）で、その結果として負担することになった費用 ④ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツによって左記「保険金をお支払いする場合」の①、②が生じたことにより負担した費用

●ご郵送等によるお申し込みの場合は、「通信販売に関する特約条項」が付帯されています。この「特約条項」は郵送等による方法によって保険の内容をご説明し、お申し込み希望の方より保険契約申込書の郵送等を受けて締結する保険契約に適用される特約です。

お申込みにあたって（必ずお読みください）

①保険期間（保険のご契約期間）は海外旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。（保険期間内であっても住居に帰着された時点で保険は終了します。）
②申込書に記載されていることに間違いがないか十分ご確認ください。（必要事項の記載がなかったり、記載内容が事実と相違した場合は、保険金をお支払いできない場合がございます。）
③死亡保険金受取人を指定し、他人を被保険者とする場合は、必ず被保険者の同意が必要となります。
④すでに日本国外に滞在されている方、帰国の予定のない方、永住を目的に日本国外に居住される方および海外の現地企業に就職される方（日本からの海外駐在員は除く）はお引受けできません。
⑤職業危険（例えば、外国でのダムやビルの建設、重電機の組み立て・修理）を伴う場合、あるいは旅行先でアイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング等の危険なスポーツをする場合はお申し出ください。（割増保険料が必要です。割増保険料をお支払いいただいていない場合には、保険金等を削減させていただく場合またはお支払いできない場合がございます。また、職務内容やスポーツの内容によっては、お引受けできない場合があります。）
⑥申込書の記載内容によっては、お引受けのできない場合やご希望どおりの内容でお引受けできない場合があります。
⑦保険期間の延長につきましてはお引受けできない場合があります。なお、保険期間が通算して31日を超える場合、同内容での期間延長はできない場合があります。
⑧事故が起きた場合：保険の対象となる事故が発生したときは最寄りのＪｉデスク（事故処理サービスオフィス）または弊社・弊社代理店まで病気、ケガの状況その他損害の程度を30日以内にご通知ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
⑨財産の状況の変化による保険金等の削減について：引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返戻金等が凍結、削減されることがあります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象で90%まで補償されることがあります。

このパンフレットは海外旅行傷害保険の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、契約手続きその他この保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社へおたずねください。
弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがいまして弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082　東京都千代田区一番町20-5　http://www.jihoken.co.jp

この保険に関するお問い合せは
右記取扱代理店 または下記へ
お客様専用ダイヤル03−3237−2921 平日9:00～17:00（土日、祝日は休日とさせていただきます。）

取扱代理店

J104-537-943226(J03-133)10-03　50M(栄)

請求コード 943226 043-000435（J-web用）